新技術・新製品研究開発支援事業の募集について

財団法人石川県産業創出支援機構

財団法人石川県産業創出支援機構では、新技術・新製品研究開発支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1　対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

（1）事業内容

次世代産業の基礎となる基盤技術の高度化などの新技術や次世代産業の創造に資する新製品の研究開発及び実用化研究事業を対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

（2）実施期間

２年以内

年度をまたがる事業の場合は、補助金の交付手続き（申請、実績報告等）は年度ごとに行います。

（3）事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、企業・大学等からなる連携体の代表者（コア企業）に対して補助金を交付します。（他の連携体構成企業等は、基本的に代表者からの委託等により共同開発を実施することとなります。）

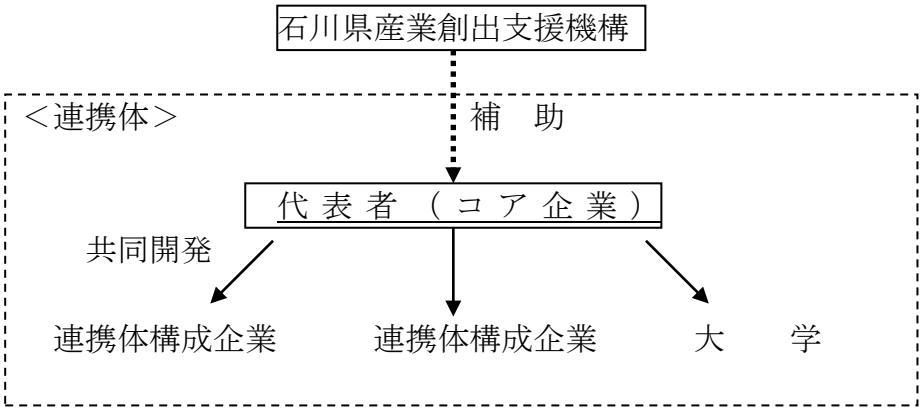

注)「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当するものとします。

① 企業と大学等又は企業間によって構成される２者以上の連携であること。

② 新技術・新製品の研究開発及び実用化研究を目的とした連携であること。

③ 連携体は、基本的に研究開発に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

※ 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。

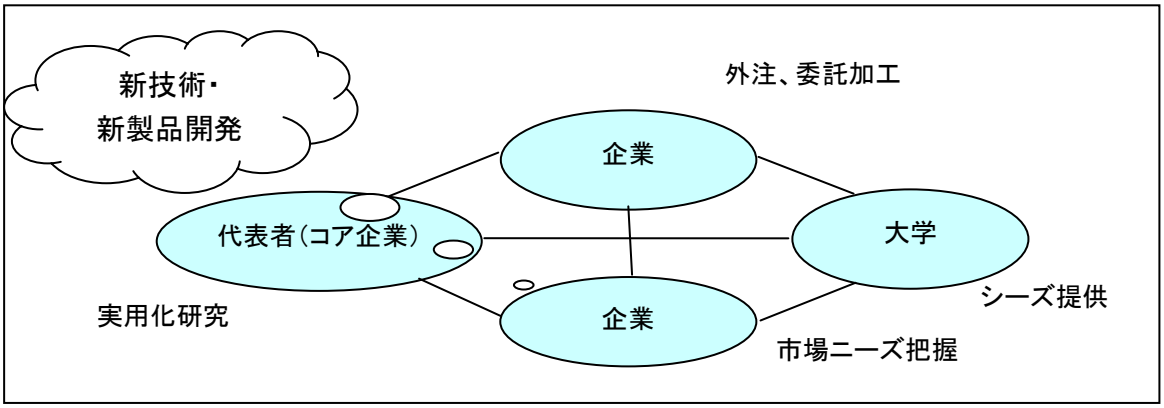

２ 対象者（補助金の交付先）

次に掲げる項目の全てに該当する者とします。

（１）石川県内に事業所を有する企業であること。

（２）上記「１ 対象事業」を主体となって実施する者であること。

（３）上記「１ 対象事業」の実施を目的とする連携体の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

注)「石川県内に事業所を有する企業」とは、次の各項目のいずれかに該当する企業とします。

① 県内に本社のある企業。

② 県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）。

③ 県内に開発部門を有する企業（本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）。

３　補助金額

（１）金額

補助金額は、

①補助対象経費の２／３以内（ただし、代表者（コア企業）が従業員５０人未満の企業の場合※は３／４以内）であって、

②事業実施期間（最大２年間で）２０，０００千円以内（ただし、事業開始から１年間あたりの交付額は２年間での交付決定額の１／２程度）とします。

※従業員が５０人以上の企業に対する連携体共同開発費が補助対象経費の１／３を超えないこと。

（２）対象となる経費（補助対象経費）

項　　目	内　　容
直接人件費	研究開発に直接関与する者の作業時間に対するもの（原則労務費単価は健保等級に基づいて算定いたします。）
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等
連携体共同開発費	連携体構成企業・大学への共同開発費（委託契約・共同研究契約等）
その他の経費	上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費

４　採択件数

３件程度を予定しています。

５　手続き

上記の「１　対象事業」及び「２　対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、「事業計画書（別添様式）」「申請者の決算書（過去２年分）」を提出してください。様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【ＵＲＬ】　http://www.isico.or.jp/jp/menu/tie/h23jisedaifund01.htm

（１）募集期間

平成２３年９月６日（火）～

平成２３年１０月１１日（火）午後４時まで（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参、郵便又は宅配便に限ります（ＦＡＸ、電子メールでの提出はできません）。

（２）問い合わせ及び提出先

財団法人石川県産業創出支援機構　プロジェクト推進部（担当：井田、中村）
〒９２０－８２０３　石川県金沢市鞍月２丁目２０番地
石川県地場産業振興センター新館
ＴＥＬ　０７６－２６７－６２９１　ＦＡＸ　０７６－２６８－１３２２

（３）事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家により、審査基準による評価採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

事前に提案書の内容に関するヒアリングを実施します。

場合によっては審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。

審査経過に関する問い合わせには応じられません。

採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

②審査基準

●研究開発内容について

ア）研究開発結果の新規性

研究開発の内容に著しい新規性があること（または、独創的もしくは技術的に優れていること）。

イ）研究開発内容の優位性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、研究開発課題の解決方法（研究項目）、研究開発スケジュールなど、研究開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

ウ）研究開発の体制・役割の妥当性

研究開発体制・役割が研究開発を行う上で妥当であること。

エ）研究開発予算の妥当性

研究開発予算が研究開発を行う上で妥当であること。

●事業化計画について

ア）製品化の見通しの明確性

研究開発の成果による製品の概要（名称、規格、機能等）が具体的であること。

イ）予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

研究開発の成果による製品が、競合製品に比べ価格的・性能的に優れており、想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率（予測）等が妥当であること。

ウ）事業化計画の妥当性

製品の生産、販売等の役割分担・スケジュールが明確であること。

エ）連携体構成企業の財務状況等

連携体構成企業の財務状況が健全であり、充分な事業化能力を備えていると認められること。

6　スケジュール（予定）

	時　　期
募集	９月６日（火）～１０月１１日（火）
審査、採択	１０月下旬～１１月中旬
事業開始	１２月（予定）

（例）「平成２３年１２月１日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ

事業の実施期間は、平成２３年１２月１日から平成２５年１１月３０日までの最大２年間となります。補助金の交付の手続きは、年度ごとに行います。

※＜イメージ図＞

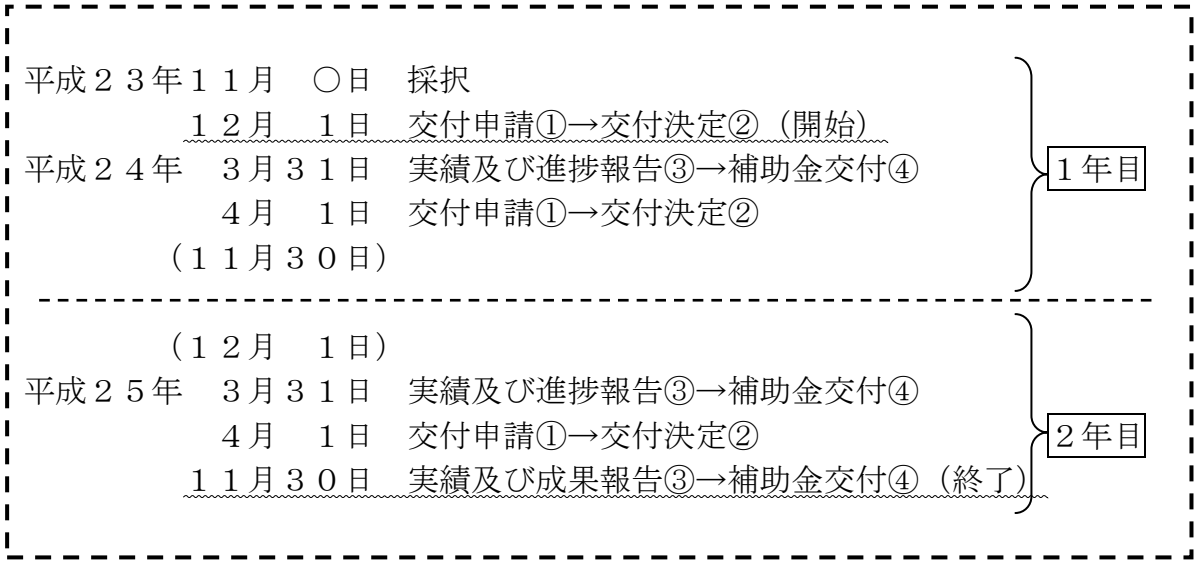

7　その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（１）報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後５年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

なお、補助金の交付の手続き（①補助金交付申請→②交付決定→（事業実施）→③実績報告→④補助金交付）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

（２）変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（３）事業により取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用（生産設備としての使用を含みます。）は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構承認を得なければなりません。

（４）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。

（５）検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

＜研究開発及び実用化研究のイメージ（例）＞

研究開発及び実用化研究内容をわかりやすく表現するためには、「研究開発目標」、「研究開発課題」、「研究項目（研究開発の内容）」を明確にし、体系的に整理する必要があります。
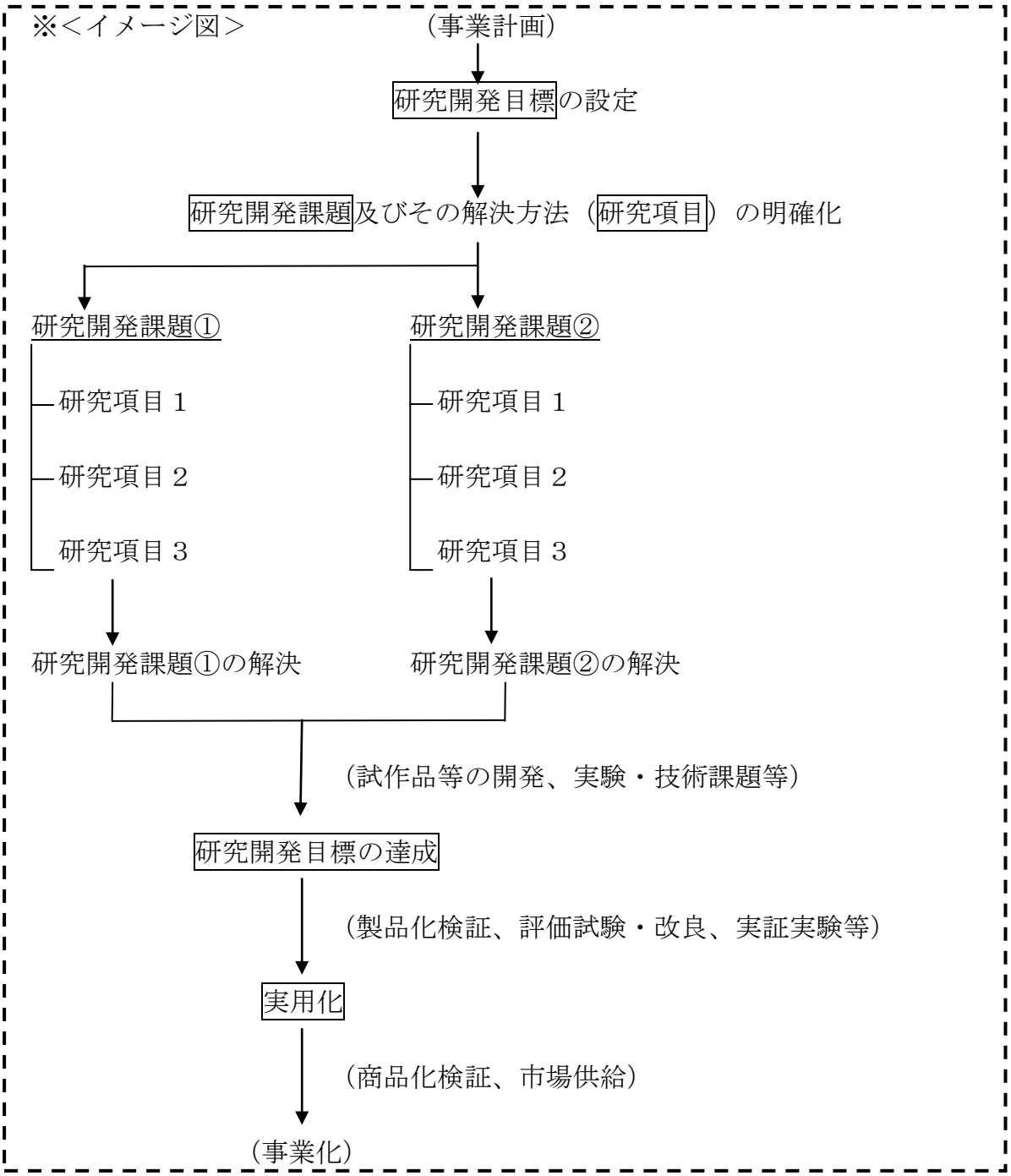
つまり、「研究開発目標」を達成するには、どのような「研究開発課題」があり、それら課題をどのように解決していくのか（研究開発の内容＝「研究項目」）、また、大学等のシーズをどのように活用していくか等を体系的に整理することです。